



平成20年5月23日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 佐伯清之
(コード番号 1898 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 菊地 隆
TEL 03-3434-3345

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成20年6月27日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、変更案第11条として本制度に関する規定を新設するとともに、現行定款第10条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査体制の一層の強化を図るため、監査役の定員を4名以内から5名以内に増員することとし、現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、現行定款第11条以下の条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、条数の繰り下げのみの変更につきましては、条文の記載を省略いたしております。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第11条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第31条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>

3. 日 程

定款変更を付議する株主総会開催予定日

平成20年6月27日

定款変更の効力発生日

平成20年6月27日

以 上